

仕様書

1. 件名

福島相双地域におけるドローン航路等を活用したドローンの社会実装に向けた業務支援

2. 経緯と事業目的

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）は、福島相双地域（※）の事業者の方々の事業・なりわい再建を目的に設立され、以降、事業者の方々へのコンサルティング支援の他、自治体へのまちづくり支援、『福島イノベーション・コースト構想』を背景とした福島相双地域の社会課題解決を目指した新技術や仕組みの実証・実装に向けた取組等を行っている。

取組の一環として、少子高齢化や人口減少が進み、労働人口の減少が大きな社会課題となるなか、遠隔操作や自動制御により飛行させることで業務の効率化や省人化の手段としてさまざまな産業分野で期待されているドローンに注目。福島相双地域で顕在化している農業、配送、山林測量などの省人化策として、ドローン実証の支援等を行ってきた。

これまでは、規制や煩雑な手続き、採算性等の壁があり、実装に繋げることは困難であったが、労働人口減少が急速に進む福島相双地域において、社会課題解決にはドローンの社会実装の早期実現が必要不可欠と認識。国が策定した「デジタルライフライン全国総合整備計画」（以下、「DLL 全総計画」という）に基づく海岸線ドローン航路の構築やそれをきっかけとした福島県域へのドローンの社会実装を目指すこととなった。

本業務は、DLL 全総計画を踏まえ当機構が策定した「福島相双地域における海岸線ドローン航路構築計画」（資料1）等の実行に向け、専門的かつ高度な知見・経験等を有するコンサルタントによる運用支援・業務設計支援等（以下、「コンサル支援」という）を行うものであり、これを通じ、福島相双地域におけるドローンの社会実装の早期実現に寄与することを目的とする。

（※）本仕様書における「福島相双地域」とは、東日本大震災により被災し、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）をいう。

3. 業務内容

「福島相双地域周辺における海岸線ドローン航路構築およびドローン社会実装加速化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の運営支援

（1）添付の資料1「福島相双地域における海岸線ドローン航路構築計画」に基づき、各タスクカテゴリ遂行に向けたコンサル支援を実施すること。

▶ 事業モデルの確立

- ・ドローン航路運営者の探索・選定・確定
- ・運航事業者（航路利用者）の探索・選定・確定

- ・ドローン航路サービス事業者の探索・選定・確定 など
 - ▶ 公的支援策の活用に向けた関連業務
 - ・イニシャル／ランニングコスト向け補助金等の探索・申請支援
 - ・その他公的支援策の活用可能性の模索、申請支援 など
 - ▶ 実運用への準備
 - ・インフラ（モビリティハブ、緊急着陸地点、電波送受信機器等）等航路設置に必要な各種措置の設計・準備支援 など
 - ▶ 実証の支援
 - ・航路活用実証の調査
 - ・実証にかかる補助金等の探索
 - ・運航事業者への声かけ など
- (2) 状況に応じて「福島相双地域における海岸線ドローン航路構築計画」の適宜見直しを行う際のコンサル支援を実施すること。
- (3) 海岸線以外へのドローン航路拡張等を含む、ドローンの社会実装加速化に向けたコンサル支援を実施すること。
- (4) その他、関係者間打合せに関する会議運営（会議は2回／月程度）、関係者のタスク進捗管理等のコンサル支援を実施すること。

4. 要件

必須要件

- ✓ ドローンを取り巻く環境ならびにドローンのビジネス実装等に精通していること。
- ✓ 当機構の各業務を円滑かつ効率的に遂行できるよう、具体的な助言等を適切に実施できる能力及び体制を具備していること。
- ✓ 本事業内容と類似した業務設計・運用やプロジェクト組成・遂行の経験を有すること。

望ましい要件

- ✓ 候補となり得るドローン航路運営者や運航事業者（航路利用者）等との関係性を有し、候補者のリストアップや参画打診に強みがあること。

5. 業務期間

契約締結日～ 2025年3月24日

6. 進捗報告

受託者は、当機構との定例会（原則2回／月）を開催し、仕様書に記載する業務内容の各種対応状況について、進捗報告、情報共有の報告を行うとともに、打ち合わせの結果概要について記録し、当機構へ共有する。

当機構は対応状況をまとめた打ち合わせ結果に基づき、品質面・工程面などを総合的に勘案したうえで、必要に応じて業務の是正・追加などの指示を行う。

7. 報告と納入物

受託者は、当機構が指定する期限日までに最終報告案を事前提出のうえ、当機構からは是正・追加などの指示を受け、是正追加などの指示事項を含め完了させたものを 2025 年 3 月 24 日までに成果品として納品（電子媒体）する。

8. 納入先

公益社団法人 福島相双復興推進機構 産業創出グループ

9. その他

- ✓ 本事業の性質上、関係者が多くなることから、当機構との打ち合わせや方針確認、当機構から連絡があった際に迅速に対応できる体制の構築を行うこと。
- ✓ 本事業の実施にあたり、当機構内の業務遂行指揮者・実務対応担当者等と十分な協議を実施し、また当機構の指示に応ずるとともに、知見・経験・視点等を駆使した積極的な提案を実施すること。
- ✓ 本事業の実施途中において予期せぬ問題や事故等を把握した場合には、速やかに当機構に報告するとともに、当該の問題・事故等が受託者側で発生したものの場合には受託者の責任においてその解決に努めること。
- ✓ その他、不明な点がある場合には、当機構に問い合わせること。

10. 添付資料

資料 1_福島相双地域における海岸線ドローン航路構築計画

以上